

第 1754 号

漁業特定技能協議会 1号構成員資格証明書

株式会社 ケミック 殿

漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領第2条の規定に基づき、
上記の者が、農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人
の受入れに関する協議会の1号構成員であることを証明する。

令和7年1月28日

漁業特定技能協議会

